

平成30年度 堺市障害者自立支援協議会 第9回 障害当事者部会
議事概要

日時	平成31年2月27日(水) 14:00~16:00
場所	堺市総合福祉会館 5階 第2研修室
出席者 (敬称略)	茅原、川崎、辻本、帛田、松本、丸野、北村、西野
欠席者	井坂、石橋、川淵
傍聴	0名
事務局	【堺市障害施策推進課】足立、木村
事務局補助	【総合相談情報センター】濱、福井

1. 「障害福祉サービスから介護保険サービスへ～65歳問題～」

○講師：東基幹型包括支援センター 宮下上夫氏
(内容は研修資料のとおり)

【意見交換】

- 堺市の現状について、個人的な意見だが、10年前と今とでは断然よくなっている。堺市は政令指定都市ということもあり、上乘せの話なども聞いてくれるし、併給の基準も低い。他市なら厳しい基準がついているところも堺市は柔軟に対応している。堺市での65歳問題についてはそれほどストレスなく、移行できるのでは。
- 他市では、65歳による介護保険移行の案内自体行っていないところや、1ヶ月前の直前に案内するところもある。上乘せ支給も独自の併給基準を設けていたり、そもそも併給を認めていないところもある。
- 補足として、65歳問題というのは何年も前から言われており、厚生労働省では市町村268市区町村にアンケートを送付し調査している。平成27年調査で、「65歳到達による介護保険の案内を行っているか？」という調査項目に対し、259市町村回答のうち、34市町村がしていないと回答。堺市は3か月前には案内している。
- 65歳になった時点で介護保険の申請の案内がある？
⇒誕生日の90日前に案内が来る。申請希望があれば、区役所に相談に来てもらえたら。代行申請も可能。
- サービス足りなければ障害サービスは使える？
⇒足りなくなる理由によるが、障害サービスは支援区分1～6あるが、支給量足りなければ上乘せしていくが、介護保険は引き算で支給量の上限を決められており、その範囲で使いなさいという制度。
- 難病はどうか？
⇒難病・3障害みんな違う。精神・知的・難病の方は、介護保険サービスで使えるサービスを使い切っていること、必要に応じて主治医の意見があれば上乘せできる。

- 視覚障害の人は外に出るのが怖い。介護保険の認定方法が家に居れば、家のことはできると判断され、軽度になるのかな。
⇒視覚障害者の介護認定が軽く判定がでてしまうという問題は厚労省も分かっている、堺市も分かっている。
- 全身性障害者の方の場合、身障 1 級、疾病は問わない。介護度 5 以上、ヘルパー半分以上利用。全身性の方の場合、そのまま反映される。
- 介護保険は認定受けて、思っていた介護度より低く出てしまったら、そのまま我慢しないといけないわけではなく、区分変更と手続きで再度申請することができ、再度調査してもらうことができる。
- 要介護 5 ではなく、要介護 4 と判定されたとして、上乘せの支給をし申請するのではなく、まずは区分変更の手続きをしてもらえたら。
- 今回は 65 歳の制度移行の話をしたが、将来、介護保険を受ける想像はつかないですか？
⇒まだ実感ないです。実際なってみないと分からない。
- 65 歳というのは自分の年齢から数えて何年後には来る。
特定疾病のなかに「糖尿病性」の疾患が含まれていることから、生活習慣病への対策などを自身で行うことが大切。怠ってしまうと、特定疾病に罹り、障害サービスから介護サービスに突然に移行することになる。
- 僕は特定疾患に罹り、40 歳から介護保険対象になっていて、3 年に 1 回介護認定を受けている。要介護 5 だが、介護サービスは、現状お年寄り向けのサービスが多く、使えるサービスが少ない。
- 介護保険と障害ではヘルパーの持っているスキルがちょっと違うのでは？
- 若年性の認知症の方も、介護保険になるが、4、50 代で、デイサービスに行っても、楽しめるかということは疑問。

○次回：平成 31 年 3 月 27 日（水）堺市役所本館地下 1 階大会議室（東）14 時開始
テーマ「平成 30 年度まとめ」